

副本



大阪府労委 令和元年（不）第15号 スバルが丘学園事件
申立人 大阪教育合同労働組合
被申立人 学校法人スバルが丘学園

答 弁 書

令和元年6月17日

大阪府労働委員会会長 様

(送達場所) 541-0051

大阪府中央区備後町2丁目4番6号 森田ビル6階

アイマン総合法律事務所

電 話 06-6201-0500

ファックス 06-6227-0098

上記被申立人代理人

弁 護 士 安 部 将 規



大阪府労働委員会令和元年(不)第15号スバルが丘学園事件について、
被申立人は次のとおり答弁する。

第1 請求する救済の内容に対する答弁

本件申立てを棄却する

との命令を求める。

第1文及び第2文は認め（乙4）、第3文は否認する。被申立人法人と申立人組合は、平成31年4月10日、担当者同士のやりとりにおいて、誤解等が生じないように、以後の連絡を電子メールにて行うことを相互に合意したものであり、被申立人法人担当者が一方的に電話で対応しないとの対応を通知したのではない。

(4) ④について

概ね認める。

ただし、申立人組合からの連絡に先立ち、被申立人法人は、平成31年4月2日付にて、被申立人法人が申入れをした平成31年4月10日開催予定の団体交渉について、申立人組合からの回答が確認できなかったことから、申立人組合の都合を問うべく書面（乙5）を發した。

これに対し、申立人組合は、同月3日、被申立人法人に対し、電話にて上記日時等について応諾できない旨回答したことから、平成31年4月10日に団体交渉は行われないうこととなった。その後、申立人組合は、被申立人法人に対し概要上記④記載の提案（乙6）をしたが、文書の行き違いにより被申立人法人は申立人組合に対し提案を求める書面を送付した（乙7）。

(5) ⑤について

概ね認める（乙8）。被申立人法人は、申立人組合に対し、申立人組合の都合をうかがうべく⑤記載の提案を行ったものであり、一方的に条件を押しつけたものではない。また、団体交渉の出席人数は、申立人組合の要望（6～8名）を応諾する趣旨で6名としたものである。

申立人組合は、被申立人法人の⑤記載の日時に差障りがあると

の回答につき了解し、被申立人法人の再提案について検討のうえ回答するとのことであった（乙9）。

(6) ⑥について

認める。ただし、申立人組合からの申入れは電子メールによりなされた（乙10）。

(7) ⑦について

概ね認める。ただし、被申立人法人は、申立人組合に対し、団体交渉は双方協議のうえで日時方法等を決定すべきものと考えており、被申立人法人の提案について申立人組合の意見がある場合、被申立人法人においてこれを検討するので、その内容を具体的に申出されたい旨あわせて連絡している（乙11）。

(8) ⑧について

概ね認める（乙12）。

(9) ⑨について

概ね認める（乙13）。なお、被申立人法人は、団体交渉を拒否する意図がないことを再度確認したうえ、被申立人法人の提案について申立人組合の意見がある場合、被申立人法人においてこれを検討するので、申立人組合に対し、団体交渉の開催日時等に関する申立人組合の希望を提示されたい旨改めて連絡した。

(10) ⑩について

概ね認める（乙14）。

(11) ⑪について

第1段落記載の提案内容については概ね認める（乙15）。被申立人法人は、申立人組合に対し、申立人組合側の出席人数が6名を超えることを許容すること、また団体交渉の会議の録音

については、申立人組合の強い要望を踏まえ、これを了解することをあわせて連絡した。

第2段落は認める（乙16）。

(12) ⑫について

被申立人法人が、申立人組合の質問に対し、就業時間内に学校内会議室にて団体交渉を行いたいとの要望には応じられないと回答したとの限度で認める。被申立人法人は、令和元年5月16日及び同月22日に、申立人組合に対し、団体交渉の日時場所等について要望を連絡されたい旨申し入れており、その回答内容は、申立人組合との団体交渉を拒むものではない（乙17、18）。

(13) ⑬について

申立人組合及び被申立人法人間で団体交渉が開催されていないことは認める。被申立人法人は、申立人組合に対し、上記のとおり団体交渉の日時場所等について要望があれば連絡されたい旨繰り返し申し入れたが、その後、申立人組合から団体交渉開催に関する提案等は全くなされず、そのために団体交渉が開催されていないものである。

4 「本件不当労働行為について」について

否認もしくは争う。

被申立人法人の対応は、労働組合法7条2号に該当する不当労働行為には当たらない。

5 「結語」について

争う。

第3 被申立人法人の主張

- 1 団体交渉の開催方法については、申立人組合と被申立人法人間では予め合意されたルールはないことから、双方が協議により取り決めることが必要である。

被申立人法人は、申立人組合からの団体交渉の申入れに対し、出席人数や録音の可否などについては申立人組合の要望に応じる旨回答したほか、開催日時場所についても申立人組合らに格別の不利益を生じることないよう繰り返し合理的な提案を行うなど、真摯に対応している。

しかるに、申立人組合は、被申立人法人の対応に対し具体的な提案や具体的な理由の説明をすることなく、就業時間内に被申立人法人が運営する学校内において団体交渉を行うこと等申立人組合が一方的に定めた条件に固執し、むしろ団体交渉の早期開催に積極的ではないとも思われる姿勢を示していたものである。

- 2 団体交渉の開催時刻について

申立人組合は、団体交渉について、当初午後1時から開催することを求め、後には午後5時から開催することを求めるようになった。

申立人組合は、その根拠を労働組合法7条3号の趣旨に求めるようである。

しかしながら、労働組合法7条3号は就業時間内の団体交渉開催を労働組合の権利として認めたものではない。

また、被申立人法人における職員の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までであり、この間通常の業務に従事している。また、教育職員については部活動顧問を含む生徒指導やその監督等の業務に従事する者も多い。さらに、後述する各キャンパスから各職員が移動する時間を考慮すると、終業時刻前に団体交

渉を開催することは困難である。

したがって、就業時間内の団体交渉の開催を被申立人法人が拒絶することは、何ら不当労働行為にあたるものではない。

3 団体交渉の開催場所について

(1) 申立人組合は、組合員の移動時間の節約と団交資料へのアクセスが容易になるとして、被申立人法人が運営する学校内（ただし、後述する本校か西キャンパスかの指定はない。）の会議室において団体交渉を行うことを求める。

(2) しかし、そもそも被申立人法人が運営する学校（神戸第一高等学校）の施設は、高等学校における教育を目的とする施設であり、労使交渉を行うことを目的として設置された施設ではない。

神戸第一高等学校においては、原則として、夏期は午後6時30分、冬期は午後5時30分を生徒の下校時間としており、その前後の時間まで多くの生徒が部活動や勉強のために学校内に在籍していることが日常である。しかるに、かかる時間帯に校舎内において、教育職員等の職員と学校を運営する被申立人法人との間で団体交渉が行われた場合、これを生徒が見聞する事態が生じる可能性もあり、その場合生徒に対し不安を与える等の影響が生じるおそれは否定できない。

また、被申立人法人の職員には合計90名弱の職員があるところ、申立人組合に加盟する組合員はその一部に過ぎないと考えられ、学校内において団体交渉を開催した場合、団体交渉の機密保持を図ることができないおそれもある。

(3) 神戸第一高等学校の本校では、学校施設の防犯のため、平日は午後6時30分ころ以降午後7時ころを目途に、警備会社において各教室・会議室等校内を巡回して施錠確認をする等の警備を行

っている。しかるに、仮に団体交渉が長時間化した場合、警備会社による施錠確認は完全に実施することができず、警備会社による学校内の安全確保の目的を完全に達成することができない可能性がある。

- (4) 神戸第一高等学校は、本校（神戸市中央区葺合町寺ヶ谷1番地。神戸市営地下鉄「新神戸駅」から徒歩約10分）及び西キャンパス（兵庫県神戸市西区平野町慶明富士183。JR「明石駅」（「三ノ宮駅」より15分）より神姫バス乗車（西神中央行き）平野神社前下車徒歩1分）に所在し、各職員は両キャンパスにおいて業務に従事している。

職員の多くは本校に勤務するが、申立人組合の2019年3月19日付組合加入通知に記載された組合員のうち[REDACTED]及び[REDACTED]は、西キャンパスにても業務に従事しており、被申立人法人における西キャンパスの責任者も西キャンパスに勤務していることが通常である。これら西キャンパスに勤務する職員及び本校に勤務する職員が団体交渉に参加する場合、集合のために移動することが必要であることからすれば、ターミナル駅である三ノ宮駅近辺は合理的な場所といえる。

- (5) 他方で、被申立人法人が提案した団体交渉の場所は、神戸市内の貸会議室である。

被申立人法人が具体的に提案した神戸市勤労会館は、神戸市中央区雲井通5丁目1-2に所在し、市営地下鉄・JR・阪急・阪神・ポートライナー各三宮駅から徒歩5分の距離に位置しているところ（乙19）、本校からは近く、また西キャンパスからの移動を考えても本校への移動と比較して決して不便な場所ではない。

- (6) 以上のとおり、被申立人法人が提案した団体交渉の場所につい

ての提案は合理的であり、申立人組合及び組合員に格別の不利益を生じるものではなく、何ら不当労働行為にあたるものではない、

4 出席者について

被申立人法人は、充実した団体交渉を実施するため、申立人組合の通知書（乙1）には組合員として3名の氏名が記載されていたこと及び申立人組合の本件担当者は2名であると連絡がなされたこと（乙4）を勘案し、出席者を5名以内とし、かつ予め出席者の氏名を連絡することを提案した。

これに対し、申立人組合は、出席者を6～8名とすることを提案したことから、被申立人法人は出席者を双方6名以内とすることを了解し、さらに6名を超えて8名までの人数が出席することも了解した。

しかるに、申立人組合は人数制限等は組合自治に反すると主張したうえで、出席者等について具体的な提案をしない。

被申立人法人は、充実した団体交渉の実現のための提案をしているに過ぎず、申立人組合の出席者を指名する等組合自治に反する行為をする意図がないことはいうまでもなく、何ら不当労働行為にあたるものではない。

また出席者の事前通知についても、申立人組合からこれに反対する理由の具体的な説明等はない。被申立人組合としては、団体交渉の円滑かつ充実した実施のためにできる限り事前に双方氏名を通知することを提案したものであり、組合自治に反する行為をする意図がないことはいうまでもない。また突発事態等により事前通知がなされた者と異なる者が団体交渉に参加することになったとしても、これをもって団体交渉の開催を拒む意図はないのであって、何ら不当労働行為にあたるものではない。

5 録音について

団体交渉が開催された場合の交渉の録音録画等について、被申立人法人は、申立人組合に対し、会議を録音した場合には出席者が心理的圧迫を受け、充実した団体交渉を実施できない恐れがあることから、録音録画等は行わないことを提案した。

しかしながら、申立人組合が強硬に録音にこだわったことから、被申立人法人は、この点が障害となって団体交渉を開催できない事態が生じることないように、早期の団体交渉の開催のために、録画は禁止するものの、双方が録音を行うことを了解する旨回答した。

したがって、録音の可否に関する被申立人法人の対応は何ら不当労働行為にあたるものではない。

6 以上のとおり、被申立人法人は、申立人組合からの団体交渉の申入れに対し誠実に対応しており、申立人組合が求める条件での団体交渉に応じていないことは、団体交渉のルールが確立していない以上正当であり、被申立人法人の対応は労働組合法7条2号に定める不当労働行為に当たらないのであって、本件申立が速やかに棄却されることを求める。

なお、被申立人法人は、申立人組合に対し既に繰り返し連絡したとおり、団体交渉を拒む意思は全くなく、早期に開催条件を合意し、速やかな団体交渉の実現に応じる用意があることを付言する。

以上